



平成28年 5月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ア ジ ョ ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 岳
(コード番号：6096 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 藤 田 利 之
(TEL 03-5468-7401)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成28年6月22日開催予定の当社第9期定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。

また、これに伴い、本日開催の取締役会において、平成28年6月22日開催予定の当社第9期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 変更の理由

①平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

②改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、本定款の変更につきましても、各監査役の同意を得ております。

③その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成28年6月22日

定款変更の効力発生日(予定) 平成28年6月22日

以上

【別紙】定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(機関構成)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>補欠又は増員</u>により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関構成)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>本条第1項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>補欠</u>により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別した上、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>(監査役の選任)</u> 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 34 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(権限)</u> 第 31 条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使できる。</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 37 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 34 条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規</p>	<p>(削除)</p>

<p><u>定により、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>(監査役の報酬)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 43 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
---	---